

○財務省告示第二百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年八月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百五

十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二十一条並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争行	価格競額	入札発競争行	価格競額	・第II非	別参加者	債市場特	行及び国	争入札発	非入札発	者入札発	特・第I	国債市場	入札発競争行	価格競額	法入決定の
--------	------	--------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------	------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。及び
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各国内債市場特別
 にごとに応募限度額を定め
 による発行（以下、国債市場
 別参加者・第II非価格競争
 発行と

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。各
 各国債市場特別参加者ごとの
 各申込みの応募額を割り当てる。各
 申込みの応募額を割り当てる。各

額面金額で一兆九百十三億
 うち、基礎的財政健全化
 定に基き、発行した利付債
 ついては、十兆円を、財政
 億三千二百九十兆円を、
 要なる財源の確保を図るに
 債の発行の特例に関する法律
 二条第一項の規定に基づき

十 三	二									十	十			九	八			ハ					
										一	一												
										発	行			振	額	最							
の	経	入	価	・	別	債	行	争	非	者	特	国	入	価	発	替	低	行	争	非	者	特	国
払	過	札	格	第	参	市	及	入	札	格	第	参	札	格	行	単	額	入	札	格	第	参	債
込	利	発	競	Ⅱ	加	場	び	札	格	第	Ⅰ	加	発	競	位	面	札	格	第	Ⅱ	加	市	
み	子	率	行	争	非	者	特	国	発	競	Ⅰ	加	行	争	日	金	発	競	Ⅱ	加	場		

	(一) 年																							
む	十	式	は	一						二	額	五	額	平	す	額	の	振	五					
も	号	に	、	募	・					銭	面	錢	面	成	る	。〇	整	載	万					
の	に	よ	払	入	三					金	以	金	額	二			数	又	円					
と	規	り	込	決	パ					額	上	額	百	七			倍	は						
す	定	算	金	定	ー					百	の	百	円	年			の	記						
る	す	出	額	の	セ					円	そ	れ	に	八			金	録						
。〇		し	に	通	ン					に	ぞ	れ	に	月			額	は						
		た	加	知	ト					つ	き	の	百	二				に	よ					
		金	え	を						き	の	百	二	十				よ	最					
		額	、	受						百	の	二	円	日				る	低					
		を	次	け						二	円	四	十					も	額					
		第	の	た						円	五	十						の	面					
		二	算	者						十								と	金					

千三百二十七億六千三百四十万

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
七 か
年 ら
八 通
月 知
二 を
十 受
日 け
 た
 者